

〔西宮記 正月〕節會○中内辨著兀子〔中略〕大臣不參之時、納言依宣旨一行内辨

〔公事根源 正月〕元日節會 其儀、小朝拜はてぬれば、内辨大臣陣の座に著て事を行ふ、一上に非ず

して、位次の大臣ならば、内辨に候べき由を、職事をもて仰らる、也、大方よろづの公事を、一の上  
たる人はまへをわたすまじきにや、

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり

一夜に入て、元日の節會おこなはる、内辨は一人、或は左右の大臣内大臣かはるがはる三節會

參役なり、始終内辨の事あり、なかばより與奪あれば續内辨。といふ、陣後なれば陣後の續内辨

など、いふ、外辨は右大臣臨期の不參なれば内大臣也、又は大納言也、多くは第一の公卿外辨

の上首也、○中五位の外記史は、非侍従の見參に入る、但し外記よりす、むる見參に、次侍従、非

侍従の見參二通なり、地下にては、五位外記史のみ非侍従の見參に入る、也、散狀といふは、職

事より大臣、納言、辨、少納言、左右の次將まで、横折の紙に書て、外記官に出さる、をいふ、此散狀

大外記此兩見參をまたいむる事也、見參は強紙なり、ながきは續でまたいむる紙なり、

〔日次紀事 十二月〕廿六日 明年三節會役人定、今明日間多於關白家、明年正月三節會之内辨、外辨役人定之、而被命散狀於職事、職事則以一通傳命於

諸家役人

〔近代年中行事細記〕元日節會、催方條々

兼日内々依御氣色、窺定散狀、或先候關白之里亭、依命定之、其後備叡覽、當時依幼主無出御、寛文四

年之節會散狀、舊冬十二月十四日、有官位之御沙汰、法皇新院御幸、左大臣房輔公、前攝政康道公、武

家傳奏勸修寺前大納言經廣、飛鳥井雅章、祇候御沙汰畢、前攝政被申可被定三節會之散狀之由、法

皇仰云、左府前攝政經廣雅章等於便所可定之、各蒙仰於休所被定散狀、元日節會奉行廣橋頭左中

辨貞光朝臣、○中古老傳云、散狀之事以高檀紙大鷹被染宸筆、被仰出者也、近代略之、職事各書付之